

福井市ふるさと納税推進業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

2024 年春の北陸新幹線福井開業を見据え、ふるさと納税の返礼品を通じた本市の PR 強化により、本市を応援していただける方及び寄附金額の増加に繋げることを目的とし、公募型プロポーザルの実施について必要な事項を定める。

2 業務概要

(1)業務名

福井市ふるさと納税推進業務

(2)業務内容

主な業務内容は、以下のとおりであり、詳細は福井市ふるさと納税推進業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照すること。

- ①寄附情報管理
- ②ポータルサイトの運用及び管理
- ③返礼品発注及び配送管理
- ④寄附者への対応
- ⑤関係書類の発送
- ⑥寄附の拡大に向けた取り組み
- ⑦ワンストップ特例申請の事務

(3)業務期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

※契約締結日から令和4年11月30日までは業務開始に向けた準備期間とし、原則委託料は発生しないものとする。

(4)見積限度額

51,359 千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

上記は、令和4年12月から令和5年3月までの寄附金額を4億円、寄附件数を11,300件と見込んだ場合の限度額であり、寄附件数や寄附金額の増減により限度額は変動する。

なお、ワンストップ特例申請件数の割合は、寄附件数の30%と仮定する。

【見積項目】

次に示す業務は、2(2)業務内容を指す。

業務①・②・③・④・⑥… 寄附金額の〇%

※返礼品の写真撮影費を含むこと。

業務⑤ … 寄附金受領証明書等書類発行・発送業務 ○円／件
なお単価には、郵送料を含むこと。

(ワンストップ特例申請書を含む場合)

寄附金受領証明書等書類発行・発送業務 ○円／件
なお単価には、郵送料を含むこと。

業務⑦ …ワンストップ特例申請の受付管理業務 ○円／件
なお単価には、郵送料を含むこと。

※返礼品の調達費用及び発送費用は実費請求のため、本見積には含めない。

※当該委託料のうち、総務省告示「寄附金の募集に要する費用」に該当する費用は、寄附金額の4%以内とする。

※見積限度額を超えた場合は、失格とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1)公表日から参加申込書の提出期限までの間に、福井市一般業務の委託に係る競争入札参加資格等に関する要綱(平成11年12月20日施行)の規定に基づき、福井市一般競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録されている又は福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書を提出済みであること。なお、申請中の場合、資格審査において認定されなかった時点で本件に関する参加資格を喪失する。
- (2)資格者名簿に市内又は準市内業者として登録されていること。
- (3)公表日から受託候補者特定の日までの間に、福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領(平成14年4月1日施行)による指名停止又は指名除外を受けている者でないこと。
- (4)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5)破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (6)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (7)国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8)役員(役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者含む。以下この号において同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)でないこと又は役員が暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- (9)参加申込をする時点において、当該プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。
 - ① 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。)の関係(個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社

との関係を含む。)

- ② 親会社(個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。)を同じくする子会社同士の関係
- ③ 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
- ④ 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の管財人(会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。)を現に兼ねている関係

(10)事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条に規定する組合又は団体をいう。)として参加する場合は、その組合員又は会員ではないこと。

(11)複数の事業者等により構成される共同体として参加する場合は、次に掲げる条件を全て満たすこと。

- ① 共同体は、3者以下で構成すること。(共同体を構成するすべての事業者を「構成員」という。以下同じ。)
- ② 共同体の構成員は、業務委託において当該共同体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
- ③ 共同体の構成員は、単独又は他の共同体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。
- ④ 共同体の構成員は、上記(1)、(3)~(11)に掲げる要件を満たしていること。
- ⑤ 共同体の代表者は、上記(1)~(11)に掲げる要件を満たしていること。

4 スケジュール

期日・期限	手続き等	<手段等>
令和4年8月22日(月)	(1) 実施要領等の公表	<ホームページ>
令和4年8月30日(火) 12時まで(必着)	(2) 質問の受付期限	<メール>
令和4年9月2日(金)	(3) 質問に係る回答	<ホームページ>
令和4年9月7日(水) 12時まで(必着)	(4) 参加申込書等の提出期限	<持参又は郵送>
令和4年9月8日(木)	(5) 参加資格の確認結果通知	<メール>
令和4年9月12日(月) 12時まで(必着)	(6) 企画提案書等の提出期限	<持参又は郵送>
令和4年9月14日(水)	(7) 第1次審査(書類審査)	
令和4年9月15日(木)	(8) 第1次審査結果及び第2次審査(プレゼンテーション)の 開始時間・場所の通知	<メール>
令和4年9月20日(火)	(9) 第2次審査(プレゼンテーション)の開催	
令和4年9月26日(月)	(10) 審査結果の通知	<メール、郵送及び ホームページ>
契約締結の協議後	契約締結	

5 プロポーザルの手続き等

(1)実施要領等の公表

- ①公表日 令和4年8月22日(月)
- ②公表方法 本市ホームページに掲載「プロポーザル情報」
(<http://www.city.fukui.lg.jp/sigoto/keiyaku/proposal/index.html>)
- ③公表資料 ◆実施要領
◆仕様書
◆審査基準

(2)質問の受付

- 本プロポーザルに参加するにあたり、質問事項がある場合は、質問票により受け付ける。
※電話又は口頭による質問は受け付けない。
- ①提出書類 質問票【様式1】
- ②提出期限 令和4年8月30日(火) 12時必着
- ③提出方法 電子メール(machi-m@city.fukui.lg.jp)
- ④提出先 まち未来創造課
※提出後、まち未来創造課へ、電話により到達の確認を行うこと。

(3)質問に係る回答

- ①回答日 令和4年9月2日(金)
- ②回答方法 質問内容及び回答を本市ホームページに掲載
※質問票を受け付けたものから、随時掲載する

(4)参加申込書等の提出

- 本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記①の提出書類を提出すること。

- ①提出書類 ア 参加申込書【様式2】
イ 参加資格誓約書【様式3】
ウ 会社概要書【任意様式】
※所在地、業務内容、資本金、社員数等がわかるもの
エ 共同体の場合は共同体結成届出書【様式4】

*共同体の場合、ア・エについては共同体を代表する者のみ、その外については、すべての構成員について提出すること。

- オ 福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書の受領書の写し(受付印が押してあるもの)
※ 福井市一般業務競争入札参加資格者名簿に登録されているものは、提出不要とする。

- ②提出期限 令和4年9月7日(水) 12時必着
- ③提出方法 持参又は郵送

※持参の場合は、平日の9時から17時までの間に行うこと。

(9月7日(水)は12時まで)

※郵送の場合は、配達記録郵便又は書留で送付すること。

④提出先 まち未来創造課

⑤参加辞退 参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに、参加辞退届【様式7】を提出すること。

※電話連絡の上、配達記録郵便又は書留にて提出すること。

(5)参加資格の確認結果通知

●参加申込書の提出者について参加資格の確認を行い、その結果(資格の有無)を通知する。

①通知日 令和4年9月8日(木)

②通知方法 電子メール

(6)企画提案書等の提出

●参加資格が有ることが確認された者は、下記①の提出書類を提出すること。

●企画提案は1者1提案(共同体での提案を含む。)とする。

●提出期限までに下記①の提出書類を提出しない者は、辞退したものとみなす。

●提出書類の再提出は、下記③の提出期限内に限り認める。なお、提案書の部分的な差し替えは認めない。

①提出書類 ◆企画提案書提出書【様式5】

◆企画提案書及び経費見積書【任意様式】※下記のとおり、一部様式の指定有り

※用紙の形式等は、A4版、片面印刷、枚数制限なし、横置き横書き上綴じとする。

ただし、表現の都合上、用紙や記述の方法を一部変更することは可能とする。

※見積項目

次に示す業務は、2(2)業務内容を指す。

業務①・②・③・④・⑥…寄附金額の〇%

※返礼品の写真撮影費を含むこと。

業務⑤ …寄附金受領証明書等書類発行・発送業務 〇円/件
なお単価には、郵送料を含むこと。

(ワンストップ特例申請書を含む場合)

寄附金受領証明書等書類発行・発送業務 〇円/件
なお単価には、郵送料を含むこと。

業務⑦ …ワンストップ特例申請の受付管理業務 〇円/件
なお単価には、郵送料を含むこと。

※当該委託料のうち、総務省告示「寄附金の募集に要する費用」に該当する費用は、寄附金額の4%以内とする。

※業務内容(例:①寄附情報管理)や業務の種類毎に、総務省告示「寄附金の募集に要する費用」の該当の有無及び割合等を示すこと。

※返礼品の調達費用及び発送費用は実費請求のため、本見積には含めない。

※見積限度額を超えた場合は、失格とする。

※企画提案書及び経費見積書の作成にあたっては、仕様書を参照すること。

◆実績概要書【様式6】

※実績がない場合は、提出を不要とする。

②提出部数 各 10 部

※企画提案書提出書【様式5】は1部のみ提出とする。

③提出期限 令和4年9月12日(月)12時必着

④提出方法 持参又は郵送

※持参の場合は、平日の9時から17時までの間に行うこと。

(9月12日(月)は12時まで)

※郵送の場合は、配達記録郵便又は書留で送付すること。

⑤提出先 まち未来創造課

6 審査方法

(1) 企画提案書の審査

① 第1次審査(書類審査)

企画提案書の提出者(以下「提案者」という。)が6者以上となった場合は、市が別に設置する「審査委員会」において企画提案書の審査を行い、5者を選定する。

なお、提案者が6者未満の場合は、第1次審査を省略する。

①審査日 令和4年9月14日(水)

② 第1次審査の結果並びに第2次審査(プレゼンテーション)の開始及び時間の通知

提案者に対し、第1次審査の結果並びに第2次審査の実施会場及び開始時間の通知を行う。

なお、第1次審査を省略した場合は、第2次審査の通知のみ行う。

①通知日 令和4年9月15日(木)

②通知方法 電子メール

(2) 第2次審査(プレゼンテーション)の開催

●本市が設置する審査委員会において、提出された企画提案内容をより深く理解するため、提案者によるプレゼンテーションを行った後に審査を行い、総合的に審査した上で、受託候補者を1者、提案者が2者以上の場合はこれに加え、次点受託候補者を1者選定する。

●審査結果によっては、いずれの提案者も受託候補者としていない場合がある。

●提案者が1者のみであった場合でも、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

- ①実施日時 令和4年9月20日(火)
- ②実施場所 実施日時等の詳細は、別途通知する。
新型コロナウイルス感染症対策により、オンライン形式で実施する可能性がある。
- ③実施方法 ◆提出した企画提案書等によるプレゼンテーション
- ・プレゼンテーションは、各提案者30分(説明時間20分、質疑応答10分)以内とする。
 - ・出席者は4名以内とする。なお、共同体については、代表者及び構成員各1名以上は必ず出席すること。
 - ・業務の企画運営に携わる実務担当者が説明を行うこと。
 - ・審査委員会当日の企画提案書等の差替え及び追加資料の配布等は認めない。
 - ・企画提案書に基づかないプレゼンテーション部分は、審査対象外とする。
 - ・プレゼンテーションで使用するスクリーン及びプロジェクターは本市で準備する。
- ※使用を希望する場合は事前に連絡すること。
- ④審査基準 ◆別紙審査基準のとおり
- ⑤留意事項
- ・プレゼンテーションに参加しない場合は失格とする。
 - ・災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由がなく、指定時刻に遅れた場合は、失格とする。

(3)審査結果の通知

- 審査結果について、次のとおり通知する。

- ①通知日 令和4年9月26日(月)
- ②通知方法 電子メール及び郵送
また、本市HPにおいても公表する。

7 契約の締結等

- (1) 令和4年9月補正予算が議決されない場合、本業務に係る契約は行わないものとする。
- (2) 審査委員会において選定された受託候補者と契約締結の協議を行う。
- (3) 契約締結の協議は、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、本市から企画提案書の内容への追加、変更又は削除を求めることがある。
- (4) 契約締結の協議により、業務に係る仕様を確定させ、見積書を徴した上で、その内容に基づく契約手続きを行う。
- (5) 業務に係る仕様について、本市が、必要があると認めるときは、提案募集時の内容から変更することができるものとする。
- (6) 契約締結の協議が整わなかった場合には、次点受託候補者と契約締結の協議を行う。
- (7) 契約締結にあたっては、本市の一般業務の委託に係る競争入札参加資格者名簿への登録を条件とする。

- (8) 本市から支払う委託料については、全ての業務終了後に提出される報告書に基づき、本市において契約内容を確実に履行していることを確認した上で支払う。なお、部分払いが必要な場合は、本市と受託者が別途協議し、契約書に定めることとする。
- (9) 次年度の契約は実績等を踏まえ、決定することとする。なお、各年度における予算が議決された場合、最大で令和9年9月末まで随意契約を結ぶことができる。

8 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、当該参加申込者（共同体の場合は、すべての構成員）について、本プロポーザルへの参加を認めないか、又は契約の締結を無効若しくは取消しを行うことがある。

- (1) 前記「3参加資格」に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (2) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。
- (3) 作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないとき。
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (5) 虚偽の内容が記載されているとき。
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- (7) 本要領に違反すると認められるとき。
- (8) その他、本市があらかじめ指示した事項に反する行為があったとき。

9 その他注意事項

- (1) 提出された書類は、本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提案に関する費用（資料作成費・通信運搬費・交通費等）は、審査結果のいかんに関わらず提案者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、福井市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザル実施前において、受託候補者の決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
- (5) 本業務の受託者となる者の企画提案書は、委託契約締結時点で、本市に帰属するものとする。
- (6) 企画提案書に特許権など法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は提案者が行うとともに、その使用に係る経費を委託料に計上すること。また、著名人の起用を含む場合は、企画提案書に特段の記載がない限り、提案者の責任において当該著名人の起用が可能であるものとみなす。
- (7) 参加申込書の提出をもって、参加申込者（共同体の場合は、全ての構成員）が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。

10 担当部署(書類提出先・問い合わせ先)

福井市 総務部 未来づくり推進局 まち未来創造課 地方創生係

〒910-8511 福井市大手 3 丁目 10-1 本館3階

電話:0776-20-5230

FAX:0776-20-5733

E-mail: machi-m@city.fukui.lg.jp